

# 2018 年度 1 号認定園児募集要項



## 対象および募集人数

1 年保育	(5 歳児) 2012 年 4 月 2 日～2013 年 4 月 1 日生	若干名
2 年保育	(4 歳児) 2013 年 4 月 2 日～2014 年 4 月 1 日生	若干名
3 年保育	(3 歳児) 2014 年 4 月 2 日～2015 年 4 月 1 日生	約 20 名
満 3 歳児	(2 歳児) 3 歳の誕生日を迎えた翌日以降	若干名



## 入園受付・手続き方法

願書受付日	11 月 1 日 (水) 9 時半から 11 時
提出物	願書、入園検査料 (3,000 円)
受付場所	認定こども園母の会 木の家
面接日	11 月 2 日 (木) 時間は出願時にお伝えします 面接には、保護者とお子さんと来園ください
入園許可	面接の上、決定します



## 納付金 (利用料)

### 月額料金

- 保育料 在住の市町村が決定 (裏面参照)
- 教育関係費 4,000 円 (園庭、遊具等の整備、安全管理、教職員の研修費用)
- 施設整備費 2,000 円 (園舎の整備、修繕費用)
- 給食費 1,000 円 (会食会費用)

※納入された費用は原則として返金しません。

### その他

- 特別活動費 60,000 円 (キャンプ、特別園外保育、卒園アルバム 諸費用)

年少児から 3 年間で積立します。積立方法は次の 2 つからお選びいただけます。

- 1) 年 2 回 (6 月と 12 月) 各 1 万円を現金で支払い
- 2) 年少児 6 月から年長児 11 月まで毎月の保育料等と同時に 2 千円を指定口座より自動引落

\* 途中退園等で年長組特別活動に参加できない場合、お預かりした特別活動費は返金します。

### 【個人情報について】

ご提出いただいた個人情報は、本園の「個人情報管理規定」に基づいて、適切に管理させていただきます。

2号、3号認定園児に関しては、「平成30年4月保育施設利用のてびき」で詳細を確認してください。

【参考資料】

2017年度さいたま市教育標準時間認定利用者負担額徴収基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税をいう。以下同じ。)の所得割額が市町村民税所得割非課税世帯である世帯及び支給認定保護者が養育里親等である世帯	0円
第3	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯	12,800円
第4	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が77,101円以上211,201円未満である世帯	17,200円
第5	第1階層を除き、前年度市町村民税の所得割額が211,201円以上である世帯	22,400円

(注1) 利用者負担額は税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算定します。

(注2) 小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の1号認定子どもが幼稚園等を利用している場合、利用者負担額を軽減します。2人目は半額、3人目以降は無料になります。

(注3) 利用者負担額とは別に、各施設が設定する費用がかかる場合がありますので、施設へご確認ください。

(注4) ひとり親家庭及び在宅障害者(児)がいる世帯が第3階層にあたる場合、1,000円軽減の月額11,800円になります。

さいたま市ホームページ「子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について」より

詳細は、お住いの市町村(さいたま市在住の方は、各区役所支援課)にお問い合わせください。